

審査の結果の要旨

氏名 カレル ディペシュ

本論文は、近年劇的に増加したネパールから日本への移民に関する、多現場的 (multi-sited) な民族誌的研究である。カレル氏は、近年のネパール移民の多くが、「技能」ビザを持ちレストランで働く人々であり、その出身地がネパールの中でも特定の地域に大きく偏っていることを見出し、日本国内各地とネパールの双方において長期間の現地調査を行い、その結果に基づいて、近年のネパール移民を巡る状況を総合的に記述分析することに成功した。

本論文は全 10 章から構成される。まず第 1 章で、移民研究の学説史的展開と、カレル氏が依拠する映像民族誌の手法を踏まえて、本論の目的が明らかにされる。次いで第 2 章でネパール及びネパールからの海外移民の歴史が、第 3 章で日本、ネパール両国における調査の概要が述べられる。ネパールでの主要な調査地は、大量の移民を送り出してきた西ネパールの村マルマである。

第 4 章から第 9 章までが本論文の中核にあたる民族誌的部分である。まず第 4 章では、マルマ村が、日本への移民以前にも長期間にわたり海外移民を送り出してきたことが、村人へのインタビューをもとに明らかにされる。次いで第 5 章では、マルマ村から日本への移民と、日本におけるビジネスの展開の過程が、第 6 章では、日本におけるネパール人移民を巡る社会的文化的状況の近年の展開が、共に日本でのフィールドワークの結果に基づいて詳細に論じられる。第 7 章以下が扱うのは、マルマの人々のトランスナショナルな繋がり of 諸相である。まず第 7 章では、日本在住のマルマ出身者が様々な形で構築し続けている、村に対する新たな繋がり of あり方が論じられる。第 8 章と第 9 章では、大量の海外移民を輩出したこと of マルマ村への影響が、社会組織の変化や村の過疎化といった問題から、二国間にまたがる婚姻や家族を巡る実践の変容にいたるまで、多角的、具体的に分析される。第 10 章は全体の結論であり、本研究の主要な発見が、移民研究における先行研究との関係でまとめられている。

本論文の主要な学術的価値は、以下の四点に要約される。

第一点は、「技能」ビザで来日するネパール人に関する詳細な民族誌的知見を提供したことである。グルカ兵でも中東などでの肉体労働でもないネパール人

移民を扱い、またオールドカマーでも所謂 3K 労働従事者でもなく「技能」ビザによる日本への移民を中心的に扱った本論文は、今後のネパール及び日本の移民研究に対して、一つの参照点を提供する内容となっている。

第二点は、一つの村からの移民に焦点を絞ってネパールと日本の双方において本格的な調査を行うことで、密度の濃い民族誌記述を提供した点にある。多場所的民族誌の試みでは各々の調査地での記述の薄さが欠点となりがちであるが、既に民族誌映像作家として実績を積んでいるカレル氏は、映像により両者を媒介することで、厚みある記述を得ることに成功している。

第三点は、マルマ村から日本への移民を、長期的な視座から捉えていることである。マルマはかつてグルカ兵やインドへの出稼ぎ者を多く出していた村の一つであり、初期の日本への移住もまたインド経由であった。こうした視座は、グルカ兵研究と近年の大量の労働移民の研究とに分断されがちなネパールの移民研究にあって、両者を統合するものとして貴重である。

第四に、移民を送り出す側の村における、現在も進行しつつある変容の諸側面を、トランスローカルなネットワークとの関連で詳細に明らかにした点である。マルマ村では、村人全体に経済的底上げの恩恵が及び、日本にいる村人達は村の学校等に競って投資する一方、村自体の過疎化が進み、国境を越えた家族の新たなあり方を巡る様々な軋轢も生じている。カレル氏は、個別の具体的な事例から出発しつつ、こうした錯綜する状況を説得的に提示することに成功している。

審査委員会では、幾つかの細かな技術的な問題点の指摘があった他、ネパールから日本への近年の移民の過程とその様々な帰結を記述的、民族誌的に明らかにした点の達成度の高さに比べ、そうした発見を、移民研究やより広い社会科学における人の移動やネットワークを巡る一般的な議論と結び付ける作業には、なお改善の余地があるのではないかという指摘があった。また、ネパールの村の変化について、確かに様々な変化は見られるものの、社会階層の流動性はそれほど高まっておらず、また過疎化の進行もあるため、移民の影響を基本的に肯定的に描く結論部の議論は、やや一面的ではないかという指摘もなされた。カレル氏はこれらの指摘に対し、今後の課題となる部分も含めて、明晰に回答した。この回答をも踏まえ、審査委員会は、これら指摘された点が、本論文の達成を損なう程の瑕疵でないことを確認し、本論文の達成を総合的に鑑みれば、本研究は博士号に値するものと合意した。

よって本論文は博士(学際情報学)の学位請求論文として合格と認められる。